

質 問 回 答 書

2020年10月23日

「ミャンマー国「環境規制・コンプライアンス促進に関する情報収集・確認調査(QCBS)」
(公示日:2020年9月30日/調達管理番号:20a00539)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.22 2. 業務上の条件 (2)業務量目途と業務従事者 構成案	<p>想定渡航回数が示してありますが、以下の理解でよろしいでしょうか。</p> <p>「業務主任者/環境管理政策」1回 「大気環境管理」1回 「水環境管理」1回 (以上、渡航回数3回) 「汚染源インベントリ」2回 「環境モニタリング」2回 (以上、渡航回数4回) 「汚染源データ管理システム」1回</p>	<p>企画競争説明書作成にあたって想定した回数は以下のとおりです。</p> <p>「業務主任者/環境管理政策」3回 「大気環境管理」3回 「水環境管理」3回 「汚染源インベントリ」4回 「環境モニタリング」4回 「汚染源データ管理システム」1回</p> <p>同説明書に記載のとおり、上記に関わらずより効果的、効率的な工程計画があればプロポーザルで提案頂いて差し支えありません。</p>
2	第2章特記仕様書(案) 7. 調査 の内容p.16-17の(7) 一般大 気・水環境モニタリング計画 の策定に向けた情報収集(第 二/三次現地業務) 2) 一般大気環境測定	<p>現在のミャンマーで一般的に普及しているのは、空調機を備えない簡易の大気環境測定器であり、検出下限値が高く、且つ同機器では高温多湿の条件では精度は高く無いという理解です。この測定で想定されておられるのは、国レベルの一般大気モニタリング計画策定に資するために、空調機の備えた測定器を使用し、科学的信頼</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

		性、精度管理を担保する測定を行うと理解していますが、この認識で間違い無いでしょうか？	
3	同上	一般大気測定については、科学的信頼性、精度管理を担保するために、空調機の備えた測定器をレンタルし、実施する事も考えています。その場合、レンタル費用、消耗品費を費用として計上する事は可能でしょうか？また、空調機の備えた測定器が、ミャンマーにおいて当社と資本関係にある現地法人のみが有していると確認出来た場合、同現地法人からレンタルしこの費用を、見積根拠による費用計上もしくは減価償却費を積算根拠として、計上する事は可能でしょうか？	いずれの場合も計上可能です。
4	同上	地点数として指示されている 6 箇所のうち農村地域の 3 州については、カウンターパートと合意して決定されるもの想定していますが、プロポーザル作成段階では、国レベルの一般大気モニタリング計画に資するための地点をプロポーザルで提案する理解で良いでしょうか？もし、想定される農村地域 3 州があれば、ご教示戴く事は可能でしょうか？	ご理解のとおりで結構です。農村地域の 3 州は現時点での具体的な想定はありません。最終的な地点はミャンマー側と合意のうえで決定します。
5	同上	一般大気測定の項目は、ミャンマーの国家環境質（排出）ガイドライン（"National Environmental Quality (Emission) Guidelines"）に係る省令（2015 年 12 月）に記載のある 5 項目（NO ₂ 、SO ₂ 、O ₃ 、PM _{2.5} 、PM ₁₀ ）を対象とすることでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
6	第2章特記仕様書（案）7. 調査の内容p. 17の(7) 一般大気・水環境モニタリング計画の策定に向けた情報収集（第	『(3)及び(5)の調査結果』とは、『(3)及び(6)の調査結果』の誤植でしょうか？	「(3)及び(6)の調査結果」に訂正します。 なお、(7)1)～3)のデータと (3)及び(6)の調査結果を踏まえて作成する趣旨となります。

	二/三次現地業務) 4) 大気・水環境アウトルックレポートの作成		
7	第2章特記仕様書(案)7. 調査の内容p. 18-19の8. 報告書等	最終報告書を製本となっていますが、製本対象は(4)全国及び各州・地域毎の一般大気・水環境アウトルック、(5)ファイナル・レポートという理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。 同項文末※の記載を「(4) 及び(5)についてのみ製本とし、インセプション・レポート、プロGRESS・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートに関しては、簡易製本とする。」に訂正します。なお、(4)「全国及び各州・地域毎の一般大気・水環境アウトルック」に関してはファイナル・レポートの一部を構成する要素として別冊で作成頂く予定です。

以 上